

## 特定非営利活動法人等が設置する

## 並木、街灯等に関する道路占用の特例について

### 道路局路政課道路利用調整室

大野係員

(ぶつぶつ) あ、坂上さんおはようございます。

坂上係員

大野くん、おはよう。朝から何ぶつぶつ言ってるのよ。

大野係員

今日の朝、駅から歩いていて気付いたんですけど、途中の歩道上にベンチが置いてあるんです。確かにあそこにベンチがあると便利なんですけど、まわりを見ると、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ない場合とは思えない状況なんですよ。道路管理者が設けた道路附属物ではないようなので、もしかしてあのベンチは占用許可を受けてないんじゃないかって思ってるんです。

坂上係員

ちょっと待ってよ、大野くん。確かに道路法(以下、法)には、道路の占用の許可基準とし

て、道路の敷地外に余地がないためにやむを得

ないものであることという、いわゆる無余地性

の要件というものが規定してあるわね。(資料

1参照)でも、この間の法改正によって、無余

地性の要件を適用除外する対象が拡大されたん

じゃなかった?

大野係員

うっ、そ、そうなんですっけ?

坂上係員

もしかして大野くんこの間の法改正を知らな

いなんてことないでしょうね。

大野係員

ま、まさか。ちょっと忘れてただけですよ。

少し待ってください。今、思い出しますから。

どう? 大野くん。

大野係員

あ、そうでした。特定非営利活動法人等が設置する並木、街灯、ベンチ等については、道路管理上必要なものとして許可要件を簡素化し、「道路の敷地外に余地がないためやむを得ない」とする要件を適用除外するんですかね。

坂上係員

そうね。具体的には、「道路の敷地外に余地がないためやむを得ないもの」に占用許可を限定するという許可基準の適用除外を規定している法第三十三条第二項に、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人等が設ける並木、街灯等が第二号として追加されたのよね(資料1参照)。じゃあ大野くん、この無余地性の要件の適用除外の対象となる物件は並木、街灯以外にはどういったものが考えられるのかしら?

大野係員

法第三十三条第二項第二号では、並木、街灯その他道路の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設と規定されていますね。そしてこの条文を受けて道路法施行令第十六条の二で、

- 一 歩行者の休憩の用に供するベンチ又はその上屋

二 花壇その他道路の緑化のための施設

三 高架の道路の路面下に設ける自転車駐車

場であつて、自転車の安全利用の促進及び

自転車等の駐車対策の総合的推進に関する

法律（昭和五十五年法律第八十七号）第七

条第一項に規定する総合計画にその整備に

関する事業の概要が定められたもの

と定められています（資料2参照）。

#### 坂上係員

そう。忘れちゃダメよ。じゃあ次に、占用主

体はどういった者が想定されているのかしら。

#### 大野係員

法第三十三条第二項第二号には、まず道路交

通環境の向上を図る活動を行うことを目的とす

る特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）

第二条第二項に規定する特定非営利活動法人そ

の他の営利を目的としない法人という規定があ

りますね。具体的には、道路の清掃、美化、緑

化活動等の道路交通環境の向上を図る活動を実

施することが定款等により規定されている特定

非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定

非営利活動法人（資料3参照）又は民法第三十

四条に規定に基づき設立された法人（資料4参

照）が想定されますね。また、法第三十三条第

二項第二号には前記の他に「これに準ずるもの

として国土交通省令で定める者」という規定も

あります。これを受けて、道路法施行規則第四

条の四の九において、

一 営利を目的としない法人格を有しない社

団であつて、代表者の定めがあり、かつ、

道路の清掃を行うことを目的とするもの

二 前号にかかげるもののほか、道路交通環

境の向上を図る観点から必要と認められる

活動を実施する社団であつて、道路管理者

が指定したものと規定しています（資料5参照）。一について

は、具体的には、地域住民の団体、ボランティア

グループ等であつて、代表者の選任に関する

事項及び道路の清掃を行うことが当該社団の規

約等に規定されているものが想定されますね。

二については、同じく地域住民の団体やボラン

ティアグループ等であつて、道路管理者又は地

方公共団体との協定等により道路管理者と協力

して、道路の美化、緑化活動等を実施するもの

として、道路管理者が指定したものが想定され

ます。

坂上係員

そうね。

渡邊課長

二人とも、九月二十八日に施行された改正道

路法において創設された特定非営利活動法人等

による道路占用の特例制度についてはだいぶ整

理できたようだね。道路交通環境の向上を図る

活動を行うことを目的とする特定非営利活動法

人等が道路を占用して設ける並木、街灯等につ

いては、道路の管理上、当該道路の区域内に設

けることが本来は望ましいものもあるんだけれ

ど、改正前の道路法では原則として、無余地性

の要件を満たした場合にしか道路の占用が認め

られなかったんだ。今回の道路法改正は、道路

交通環境の向上を図る活動を行うことを目的と

する特定非営利活動法人等が設ける並木、街灯

等の道路占用については、無余地性の要件を適

用除外にすることによって、これらの者がより

積極的に道路の区域内に道路の管理上必要な施

設等を設けることを可能とする措置を講ずるも

のと言えるね。大野くんもちゃんと覚えておく

ように。

大野係員

は、はい。

坂上係員

さあ、気付いたらもうお昼休みね。近くのパ

スタ屋さんでクリスマス前限定ランチサービス

をやってるみたいだから、大野くん行かない？

大野係員

そ、そ、そんなことより、坂上さんクリスマス

当日は予定あるんですか？ よ、よ、よ、よかつ

たらご飯食べに行きませんか？

## 坂上係員

(何か緊張してるわね)

そうね、大野くん以外に行く人がいなくて、やむを得ない場合にのみいいわよ。

## 大野係員

やむを得ない場合ですか…。

(無余地性の要件は除外されないのか…)

(この項終わり)

### 資料 1

#### 道路法第三十三条

道路管理者は道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同上第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同上第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

#### 一 略

二 前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路(高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非

営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

### 資料 2

#### 道路法施行令第十六条の二

法第三十三条第二項第二号の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

一 歩行者の休憩の用に供するベンチ又はその上屋

二 花壇その他道路の緑化のための施設

三 高架の道路の路面下に設ける自転車駐車場であつて、

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和五十五年法律第八十七号)

第七条第一項に規定する総合計画にその整備に関する

事業の概要が定められたもの

### 資料 3

#### 特定非営利活動促進法第二条

#### 略

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者にならうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者にならうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者にならうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者にならうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

### 資料 4

#### 民法第三十四条

学術、芸術、事前、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て法人とすることができる。

### 資料 5

#### 道路法施行規則第四条の四の九

法第三十三条第二項第二号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

一 営利を目的としない法人格を有しない社団であつて、代表者の定めがあり、かつ、道路の清掃を行うことを目的とするもの

二 前号に掲げるもののほか、道路交通環境の向上を図る観点から必要と認められる活動を実施する社団であつて、道路管理者が指定したものの